

令和7年度(2025年度)第2回 地域ケア推進会議

身寄りのない人の支援について

～高齢者等終身サポート事業～

福祉部高齢者福祉課

はじめに

少子高齢化の進展により、人口減少社会に突入しており、単身世帯の増加、親族の減少、近隣関係の希薄化がみられる。こうしたなか、身寄りのない人の支援については喫緊の課題となっている。地域課題型地域ケア会議においても、課題の整理や解決策を検討している。

今回は、身寄りのない人の支援のうち、高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業（以下「高齢者等終身サポート事業」という。）について、地域ケア推進会議の議題として検討する。

注）高齢者等終身サポート事業（＝旧「身元保証等高齢者サポート事業」）

身寄りのない人の支援について

地域課題解決型地域ケア会議で取り組んでいる、課題や検討内容の報告

高齢者あんしん相談センター中野	小島	光代センター長
高齢者あんしん相談センター追分	小島	文恵センター長

身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸問題



出典：令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査」より一部抜粋

高齢者等終身サポート事業について

- 1 高齢者等終身サポート事業とは
- 2 国の取組み
- 3 東京都・他自治体（高い公共性を持った機関）の取組み
- 4 八王子市（高い公共性を持った機関）の現在の取組み
- 5 八王子市が取り組むべき支援について

1 高齢者等終身サポート事業とは

【事業概要】

- ・ 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業である。少子高齢化が進展し、高齢者の単身世帯が増加していることを背景に、今後、需要の更なる増加が見込まれる。

【事業の課題】

- ・ 将来にわたる身元保証等サービスであることや死後事務サービスを含むものであり、契約が長期にわたること、サービス提供に先行して一部費用が前払いされるなどのため契約内容の適正な履行を確認しにくいこと。
- ・ 判断能力の低下が懸念される高齢者を主な対象としているため、契約者の意思能力の有無等をめぐって事後的に争いが生じる可能性があること。
- ・ 民間事業者の適正な事業運営を確保すること。
- ・ 法規制が少なく、監督する行政機関も不透明なこと。

①日常生活支援サービス



親族に急な連絡をしたい、お買い物の手伝いをしたい

(サービス内容)

緊急時の親族への連絡や、買い物の手伝いなどを行います

②身元保証サービス



病院や施設に入りたいが、「保証人が必要」と言われてしまった

(サービス内容)

医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証します

③死後事務サービス



自分がもし死んだら、部屋の退去や病院の支払いはどうしたら良いのだろう・・・

(サービス内容)

遺体の確認・引き取り、住んでいた部屋の原状回復などをします

2 国の取組み

(1)高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（事業者向け）

令和6年6月事業者が取り組むことが重要と考えられる事項

(2)消費者庁注意喚起（消費者向け）

「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ

(3)厚生労働省老健局通知（市町村・地域包括支援センター向け）

市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談対応について

2 国の取組み (1)高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(事業者向け)

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う金融機関の手続及び携帯電話の解約について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。

2 国の取組み (2)消費者庁注意喚起(消費者向け)

パンフレット『「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ』により、契約前の消費者へ注意喚起

【主な内容】

- 事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイント
- 高齢者サポートサービスの種類
- 「身元保証」や「死後事務」に関する基礎知識
- 高齢者サポートサービス利用の基本手続きと起こりがちな悩み・トラブル
- 事業者と話し合う前のチェックリスト
- 相談事例の紹介とチェックポイント
- 相談先の紹介
 - ⇒ 地域包括支援センター、消費生活センター

2 国の取組み (3)厚生労働省老健局通知(市町村・地域包括支援センター向け)

- 平成30年8月30日付け通知「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」により周知
- 令和7年7月30日付け通知『「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」の一部改正について』により周知

【主な内容】

- 高齢者等終身サポート事業に関する相談を受けた場合は普及啓発資料（2（2）消費者庁注意喚起（消費者向け）パンフレット）を適宜活用し、適切な助言を行うこと。
- 当該事業による消費者被害を防ぐことが重要であるため、消費者行政部局との連携を一層促進し、必要な情報の共有や、関係部署間の連携体制の構築に努めること。地域のネットワークとの連携を図ること。
- 「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」は利用者による事業者の判断目安ともなり得ることから事業者の判断目安として活用すること。
- 介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由に該当しないこと。
- 介護保険施設が身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行うこと。
- 入所から退所までの各段階において、介護事業者・従事者に求められる対応について参考となる対策案『「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れるときの主なポイント』を作成したため周知すること。

3 東京都・他自治体(高い公共性を持った機関)の取組み

(1)東京都（高い公共性を持った機関）

あんしん居住制度

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

(2)他自治体

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施状況

3 東京都・他自治体(高い公共性を持った機関)の取組み (1)東京都(高い公共性を持った機関)

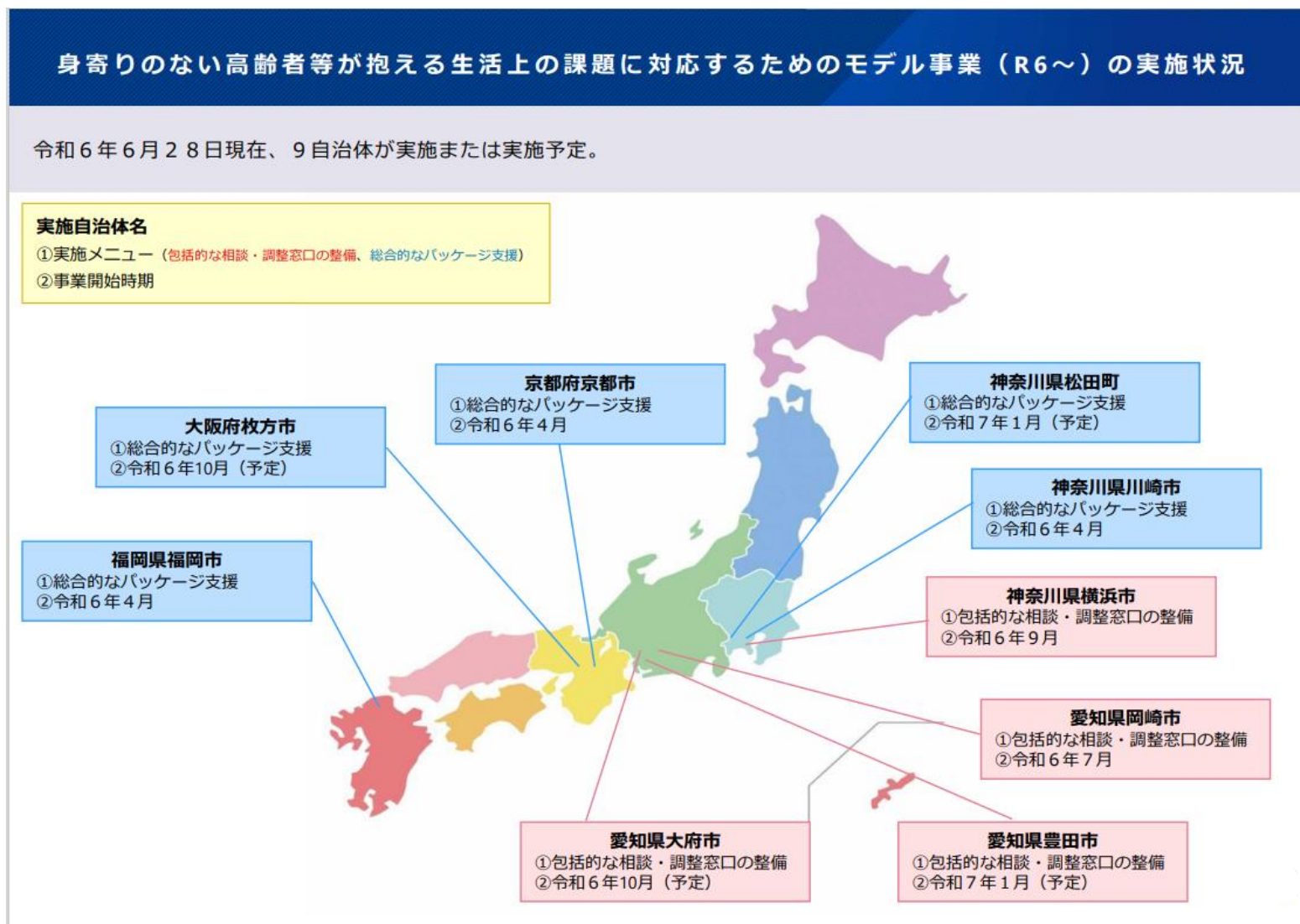
あんしん居住制度（公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター）

サービスの種類	サービス内容	費用
見守りサービス	「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」の3つで対応	55,700円／年（更新可能）
葬儀の実施	- 死亡診断書も受け取り - 区市町村への死亡診断書の提出と火葬（埋葬）許可書の交付申請手続き - 病院等から火葬場等への遺体搬送（寝台車両費用含む） - 火葬（火葬費用・火葬場費用含む） - 指定連絡先又はご親族への遺骨の引渡し（骨壺含む）	352,000円／5年（更新可能） 預り金297,000円+事務手数料55,000円 更新時必要な更新料 事務手数料55,000円
残存家財の片付け （死亡時のサービス）	- 指定連絡先に家財の片づけ方法等を確認 - 家財状況の確認・立会い（荷物量の把握、片付けを行う日（実施日）を決定） - 実施日に住宅内に残っている家財をすべて片付け	面積別料金 住宅面積70㎡～80㎡未満の場合 671,000／5年（更新可能） （預り金（616,000円）+事務手数料55,000円） 更新時必要な更新料 事務手数料55,000円
家財整理サービス	- 提供事業者による見積を手配 - 遺品整理に限らず、ニーズに応じて依頼可能 - 空き家片付け・ゴミ屋敷・特殊清掃等	無料見積り

※指定連絡先の方が死亡、不明等で欠けてなくなった場合または指定連絡先の方を立てられなかった場合、まちづくりセンターが指定連絡先の業務を代行して、葬儀の実施や残存家財の片付けを行う。契約者が残した金銭等は、まちづくりセンターが1年間保管し、1年間経過しても相続人等への引渡しができないときは、まちづくりセンターの公益事業会計に寄付となる。

3 東京都・他自治体(高い公共性を持った機関)の取組み (2)他自治体

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業を実施している地方公共団体



出典：地域共生社会における、身寄りのない高齢者202等1年が4月1日抱える課題等への対応について（厚生労働省）資料抜粋

3 東京都・他自治体(高い公共性を持った機関)の取組み (2)他自治体

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための事業の目的、概要

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

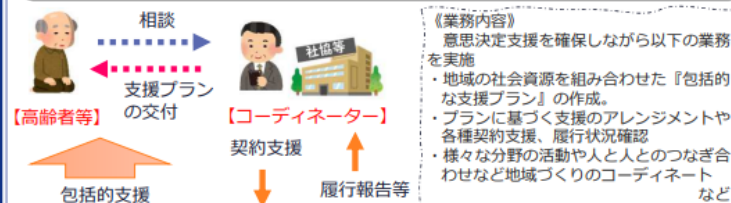
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

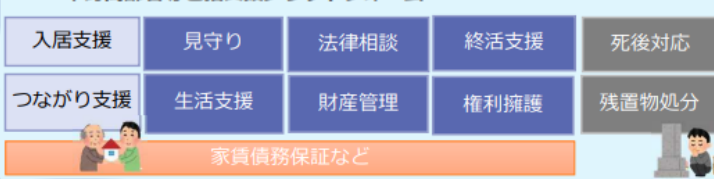
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や各種支援・契約の履行状況の確認等を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

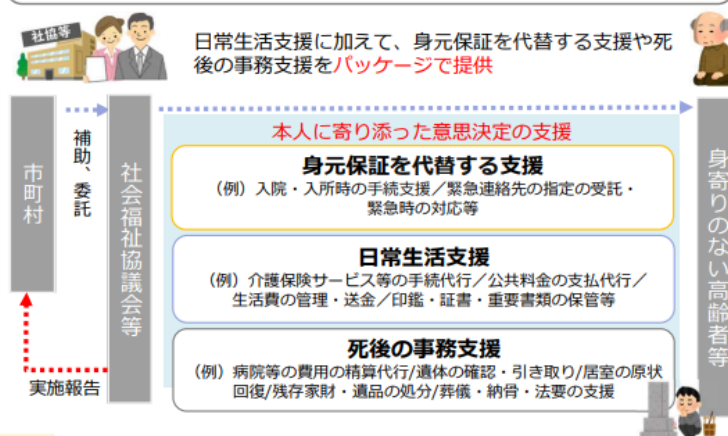


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施**。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

出典：地域共生社会における、身寄りのない高齢者202等1年が4月1日抱える課題等への対応について（厚生労働省）資料抜粋

4 八王子市(高い公共性を持った機関)の現在の取組み

(1)成年後見制度

高齢者福祉課（65才以上の方の市長申立）

八王子市社会福祉協議会 成年後見・あんしんサポートセンター八王子

- 法定後見制度
- 任意後見制度

(2)財産保全管理サービス事業

八王子市社会福祉協議会 成年後見・あんしんサポートセンター八王子

(3)八王子市居住支援協議会

八王子市居宅支援協議会事務局（住宅政策課内）

(4)現在本市が行っている取組みと他自治体の取組みとの比較

4 八王子市(高い公共性を持った機関)の現在の取組み

(4)現在本市が行っている取組みと他自治体の取組みとの比較

◎市 ○社会福祉協議会 △あんしん居住制度

大分類	小分類	具体的な内容	足立区	川崎市	福岡市	八王子市	都
日常生活支援サービス	福祉サービスの利用に関する援助	福祉サービスについての案内、手続きなど			○	○	○
	金銭管理支援（生活費管理、詐欺防止）	通帳や現金の管理、支払い代行、詐欺被害防止のための見守り支援	○	○	○	○	○
	書類等預かりサービス	預金通帳、土地家屋権利証、実印などの預かり	○	○	○	○	○
	見守りサービス（定期連絡、緊急通報）	定期的な電話や訪問による安否確認、緊急時の通報装置の設置など	○	○	○	◎	(△)
	通院・通所支援	自宅から医療機関又は施設までの付き添い		○			
身元保証	入院・入居時の保証人代行	病院や介護施設への入院・入居時に必要な保証人を代行するサービス	○				
	医療同意の代行	本人の意思に基づき、医療行為への同意を代行する支援					
	施設・病院との契約支援	入居契約や医療契約などの手続きを支援し、円滑な入所をサポート	○	○			
	緊急時連絡先の提供	緊急時に対応する連絡先として登録され、本人の安全を確保する					
死後事務	葬儀・火葬の手配	本人の希望に基づき、葬儀や火葬の手続きを代行するサービス	○	○	○		(△)
	納骨・墓地管理	遺骨の納骨や墓地の管理を行い、死後の供養を支援	○	○	○		(△)
	遺品整理・財産処分	故人の遺品を整理・処分し、住居の片付けを行う支援	○	○	○		(△)
	役所手続き（死亡届、年金停止など）	死亡届の提出や年金の停止など、行政手続きを代行		○	○		(△)
	遺言執行・相続手続き支援	遺言の内容に基づき、相続手続きや財産分配を支援	○	○			
居住制度	住まいの確保と生活支援を一体的に提供	入居時の相談・支援、日常生活支援サービス、死後事務を一体的に提供			○		△

5 八王子市が取り組むべき支援について

高齢者等終身サポート事業の需要が高まるなか、既存の民間事業者によるサービスの活用や十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした支援について検討する。

(1)日常生活支援サービス

(2)身元保証サービス

(3)死後事務サービス

5 八王子市が取り組むべき支援について

令和7年（2025年）8月3日の新聞報道について【参考資料】

日付	新聞社	ニュースタイトル	要約	官庁名
R.7.8.3	読売	厚生労働省が単身高齢者を対象に入所や葬儀の手続きを支援する新たな仕組みを創設	厚生労働省は、頼れる親族がいない一人暮らしの高齢者を対象に、入院や老人ホームへの入所、葬儀を含む死後の事務手続きを支援する新たな仕組みを創設する方針を固めた。来年の社会福祉法改正を視野に2027年度にも支援を始める。身寄りのない高齢者向けには民間サービスがあるが、費用が高額なため利用できる人は限られている。全国社会福祉協議会が金銭管理を支援する事業も、利用は認知症の人らに絞っている。厚労省は「単身高齢者の人生の終盤を幅広く支援する仕組みが必要」と判断した。担い手は社会福祉協議会やNPO法人など。	厚生労働省